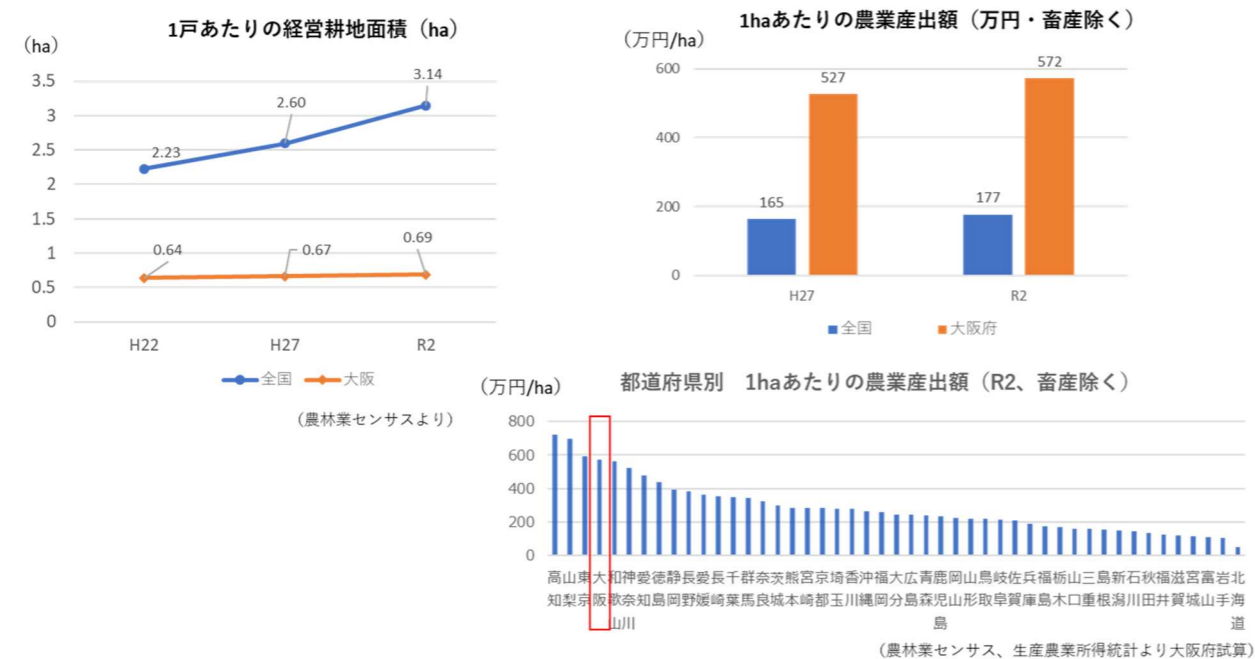


大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（案） 新旧対照表

| ページ | 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-------|-------|--------|--------|-------|------|--------|-------------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|-------|--------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-------|--------|-------------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|-------|--------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|--------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| P.1 | <p>はじめに (略)</p> <p>なお、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づくものであり、目標はおおむね10年後（令和5年）としている。</p> <p>(略)</p> <p>本基本方針は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、農業経営基盤の強化の促進にかかる施策を示すものであることに加え、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献するものである。</p> <p>(略)</p> | <p>はじめに (略)</p> <p>なお、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づくものであり、目標はおおむね10年後（平成35年）としている。</p> <p>(略)</p> <p>本基本方針は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、農業経営基盤の強化の促進にかかる施策を示すものである。</p> <p>(略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P.2 | <p>第1章 大阪農業の現状</p> <p>1 農業産出額及び農業経営体数</p> <p>農業産出額は平成27年度から平成29年度にかけては増加傾向であったが、平成30年度以降減少し、令和2年度は311億円となった。その一因として、平成30年台風21号による農業用ハウスの被災を原因とする離農や経営規模の縮小があげられる。</p> <p>農業経営体数は平成27年度から令和2年度で約17%（1,260経営体）減少した。うち、農産物販売額が1,000万円以上の経営体は約10%（35経営体）減少した。</p> <p>農産物販売額が1,000万円以上の経営体は全経営体の約4%であるが、府全体の農産物販売額の約6割を占めている。</p>  <p>販売農家1戸あたりの経営耕地面積は令和2年に0.69haとなり、平成27年から微増した。 経営耕地面積1haあたりの農業産出額は平成27年よりも増加し、令和2年度は572万円/haで全</p> | <p>第1章 大阪農業の現状</p> <p>1 農家戸数</p> <p>総農家数は、漸減傾向にある反面、販売農家に占める専業農家の割合は増加傾向にある。平成17年では22.1%となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：戸 ()内は%)</p> <table border="1" data-bbox="1632 987 2700 1596"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">農家総数</th> <th rowspan="2">販売農家数</th> <th rowspan="2">専業農家数</th> <th colspan="2">兼業農家数</th> <th rowspan="2">自給的農家数</th> </tr> <tr> <th>第1種兼業</th> <th>第2種兼業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成5年</td> <td>37,570</td> <td>19,000 (100.0)</td> <td>2,140 (11.2)</td> <td>16,870 (88.8)</td> <td>1,770 (9.3)</td> <td>15,100 (79.5)</td> </tr> <tr> <td>平成10年</td> <td>32,430</td> <td>16,620 (100.0)</td> <td>2,120 (12.8)</td> <td>14,500 (87.2)</td> <td>2,320 (13.9)</td> <td>12,180 (73.3)</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>28,700</td> <td>13,840 (100.0)</td> <td>2,110 (12.0)</td> <td>11,730 (88.0)</td> <td>1,370 (7.7)</td> <td>10,360 (72.3)</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>27,893</td> <td>11,752 (100.0)</td> <td>2,600 (22.1)</td> <td>9,152 (77.9)</td> <td>1,515 (12.9)</td> <td>7,637 (65.0)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>26,360</td> <td>10,497 (100.0)</td> <td>2,803 (26.7)</td> <td>7,694 (73.3)</td> <td>888 (8.5)</td> <td>6,806 (64.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(2010年農林業センサス)</p> <p>2 農家所得</p> <p>農家所得は、昭和60年に約956万円であったものが、平成7年には約1,659万円まで増加した。しかし、その後は減少に転じており、直近の平成22年には景気の低迷や農業経営費の高騰等により約949万円に減少している。</p> | 年次 | 農家総数 | 販売農家数 | 専業農家数 | 兼業農家数 | | 自給的農家数 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | 平成5年 | 37,570 | 19,000 (100.0) | 2,140 (11.2) | 16,870 (88.8) | 1,770 (9.3) | 15,100 (79.5) | 平成10年 | 32,430 | 16,620 (100.0) | 2,120 (12.8) | 14,500 (87.2) | 2,320 (13.9) | 12,180 (73.3) | 平成15年 | 28,700 | 13,840 (100.0) | 2,110 (12.0) | 11,730 (88.0) | 1,370 (7.7) | 10,360 (72.3) | 平成17年 | 27,893 | 11,752 (100.0) | 2,600 (22.1) | 9,152 (77.9) | 1,515 (12.9) | 7,637 (65.0) | 平成22年 | 26,360 | 10,497 (100.0) | 2,803 (26.7) | 7,694 (73.3) | 888 (8.5) | 6,806 (64.8) |
| 年次 | 農家総数 | 販売農家数 | | | | | 専業農家数 | 兼業農家数 | | 自給的農家数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 第1種兼業 | 第2種兼業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成5年 | 37,570 | 19,000 (100.0) | 2,140 (11.2) | 16,870 (88.8) | 1,770 (9.3) | 15,100 (79.5) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成10年 | 32,430 | 16,620 (100.0) | 2,120 (12.8) | 14,500 (87.2) | 2,320 (13.9) | 12,180 (73.3) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年 | 28,700 | 13,840 (100.0) | 2,110 (12.0) | 11,730 (88.0) | 1,370 (7.7) | 10,360 (72.3) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年 | 27,893 | 11,752 (100.0) | 2,600 (22.1) | 9,152 (77.9) | 1,515 (12.9) | 7,637 (65.0) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年 | 26,360 | 10,497 (100.0) | 2,803 (26.7) | 7,694 (73.3) | 888 (8.5) | 6,806 (64.8) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国4位であり、全国と比較して小規模でありながら高収益な農業が営まれている。

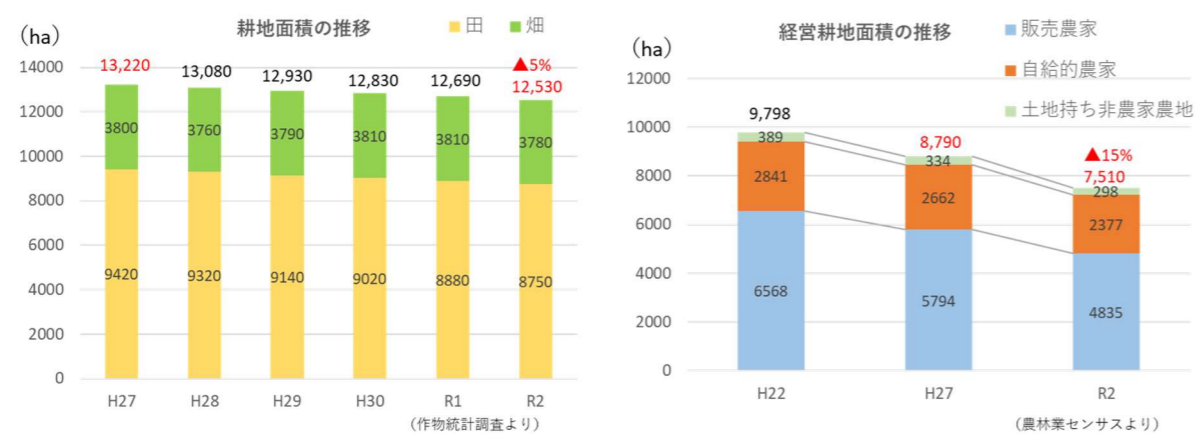


2 耕地面積

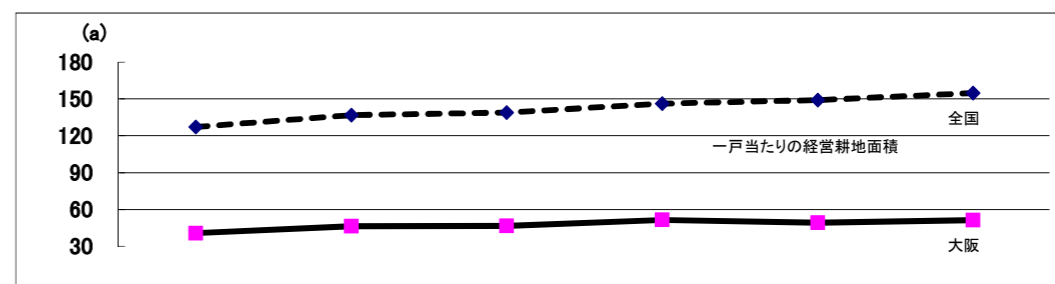
耕地面積は平成27年度から令和2年度で約5%減少し、12,530haとなっている。減少の大半は田で、畑は微減となっている。

農林業センサスの調査対象となる一定規模以上の農家(※)が経営する耕地面積は7,510haで、平成27年度から令和2年度で約15%減少した。そのうち、販売農家が経営する耕地面積の減少幅が大きくなっている(全体▲15%、販売農家▲17%、自給的農家▲11%)。

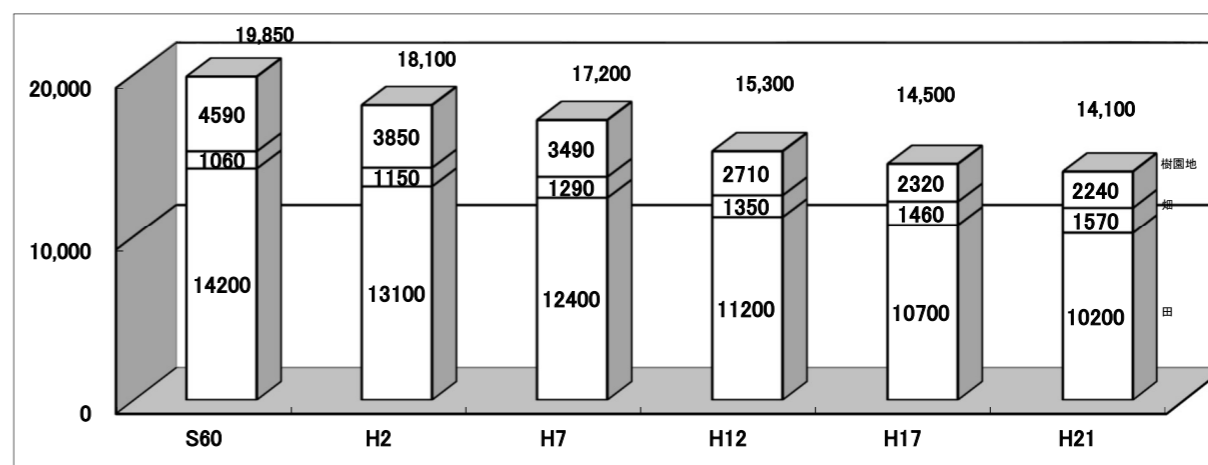
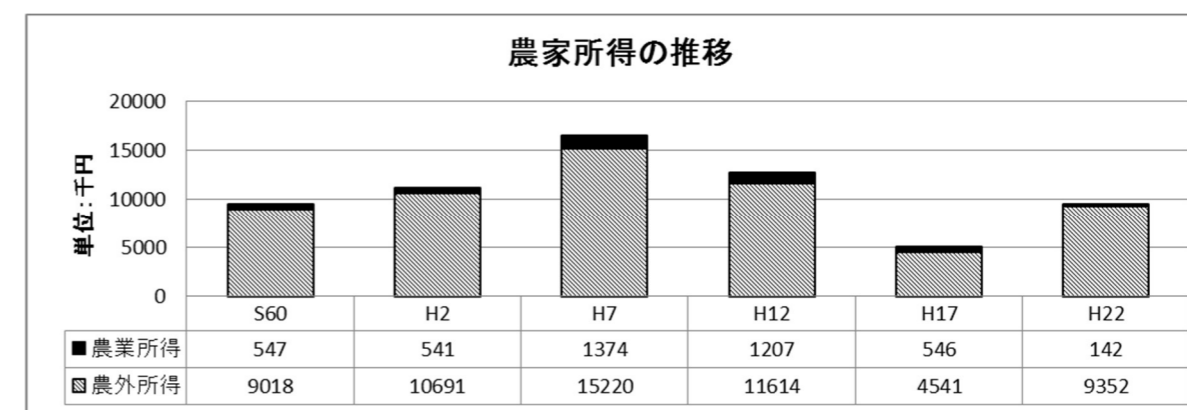
(※経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても農産物販売金額が15万円以上あった世帯)



○大阪府の耕地面積及び平均耕地面積の推移



農家所得の推移



3 耕地面積

耕地面積は、高度経済成長期以降、一貫して減少基調にある。昭和60年以降、減少傾向は鈍化している。

平成21年現在で約14,100haで、平成11年の約15,600haと比較すると、約9%減となっている。また、農家1戸当たりの平均耕地面積は52aで、全国平均の約32%にとどまっている。

P.3

3 農業者等による農作業受託
府内において受委託作業は面積こそ低い水準であるが、作付面積全体に占める割合は年々増加傾向にある。
令和2年の水稲請負面積のうち「田植」は約155haであり、水稲作付け面積4,700haの約3.3%を占めている。田植えや稲刈り・脱穀等は、平成12年から増加を続けていたが、平成27年以降は減少に転じている。

○水稲作業別請け負い面積
(単位：ha)

| | 水稲作付面積 | 部 分 作 業 名 | | | | | |
|-------|--------|-----------|--------|-----|----|--------|-------|
| | | 育苗 | 耕起・代かき | 田植 | 防除 | 稲刈り・脱穀 | 乾燥・調製 |
| 平成12年 | 6,690 | 68 | 62 | 121 | 9 | 161 | 134 |
| 平成17年 | 6,310 | 1,061 | 69 | 142 | 7 | 291 | 603 |
| 平成22年 | 5,820 | 1,277 | 130 | 215 | 10 | 369 | 728 |
| 平成27年 | 5,440 | 1,316 | 181 | 239 | 10 | 430 | 758 |
| 令和2年 | 4,700 | 1,001 | 105 | 155 | 15 | 414 | 408 |

作付面積調査、農林業センサス

4 農業者等による農作業受託
府内において受委託作業は面積こそ低い水準であるが、作付面積全体に占める割合は年々増加傾向にある。
平成22年の水稲請負面積のうち「田植」は約215haであり、水稲作付け面積5,820haの約3.7%を占めている。平成2年と比較すると、面積で約2.1倍となっている。

○水稲作業別請け負い面積
(単位：ha)

| | 水稲作付面積 | 部 分 作 業 名 | | | | | |
|-------|--------|-----------|--------|-----|----|--------|-------|
| | | 育苗 | 耕起・代かき | 田植 | 防除 | 稲刈り・脱穀 | 乾燥・調製 |
| 平成2年 | 8,480 | 69 | 51 | 103 | 9 | 88 | 71 |
| 平成7年 | 7,800 | 55 | 37 | 71 | 5 | 117 | 99 |
| 平成12年 | 6,690 | 68 | 62 | 121 | 9 | 161 | 134 |
| 平成17年 | 6,310 | 1,061 | 69 | 142 | 7 | 291 | 603 |
| 平成22年 | 5,820 | 1,277 | 130 | 215 | 10 | 369 | 728 |

作付面積調査、世界農林業センサス

P.3

4 生産状況
農業産出額は、令和3年で約296億円と、平成24年の約88%の水準となっている。
・野菜
農業産出額の中では、野菜の占める割合が大きく、全体の約46%を占めており、大阪農業の特徴の一つである。

○農業産出額（令和3年）
(百万円)

| 年次 | 農業産出額 | 米 | 野菜 | 果実 | 花き (苗木含む) | (耕種計) | 畜産 |
|-----|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| H10 | 42,415 (100.0) | 8,171 (19.3) | 18,049 (42.6) | 6,676 (15.7) | 4,373 (10.3) | 37,759 (89.0) | 4,656 (11.0) |
| H15 | 36,200 (100.0) | 8,300 (23.0) | 15,600 (43.1) | 5,200 (14.4) | 3,200 (8.8) | 32,900 (90.9) | 3,300 (9.1) |
| H20 | 32,900 (100.0) | 7,200 (21.9) | 14,300 (43.5) | 5,600 (17.2) | 2,200 (6.7) | 30,300 (92.1) | 2,600 (7.9) |
| H24 | 34,400 (100.0) | 8,600 (25.0) | 15,500 (45.1) | 5,500 (16.0) | 1,800 (5.2) | 32,300 (93.9) | 2,100 (6.1) |
| H28 | 35,700 (100.0) | 7,700 (21.6) | 15,900 (44.5) | 7,100 (19.9) | 1,900 (5.3) | 33,400 (93.6) | 2,300 (6.4) |
| R3 | 29,600 (100.0) | 5,600 (18.9) | 13,700 (46.3) | 6,400 (21.6) | 1,300 (4.4) | 27,700 (93.6) | 1,900 (6.4) |

(注) () 内は構成比(%)
令和3年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)(農林水産省)
統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

・果実

5 生産状況
農業産出額は、平成24年で約344億円と、平成5年の約6割の水準となっている。
・野菜
農業産出額の中では、野菜の占める割合が大きく、全体の約45%を占めており、大阪農業の特徴の一つである。
たまねぎなどの重量野菜が減少し、軽量なしゅんぎくやこまつななどの軟弱野菜の占める割合が一段と増加している。

○農業産出額（平成24年）
(百万円)

| 年次 | 農業産出額 | 米 | 野菜 | 果実 | 花き (苗木含む) | (耕種計) | 畜産 |
|-----|-------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| S60 | 62,217 (100.0) | 13,709 (22.0) | 21,338 (34.3) | 8,220 (13.2) | 3,321 (5.3) | 47,229 (75.9) | 14,988 (24.1) |
| H5 | 54,127 (100.0) | 10,712 (19.8) | 22,774 (42.1) | 8,730 (16.1) | 3,345 (6.2) | 47,440 (87.6) | 6,687 (12.4) |
| H10 | 42,415 (100.0) | 8,171 (19.3) | 18,049 (42.6) | 6,676 (15.7) | 4,373 (10.3) | 37,759 (89.0) | 4,656 (11.0) |
| H15 | 36,200 (100.0) | 8,300 (23.0) | 15,600 (43.1) | 5,200 (14.4) | 3,200 (8.8) | 32,900 (90.9) | 3,300 (9.1) |
| H20 | 32,900 (100.0) | 7,200 (21.9) | 14,300 (43.5) | 5,600 (17.2) | 2,200 (6.7) | 30,300 (92.1) | 2,600 (7.9) |
| H24 | 34,400 (100.0) | 8,600 (25.0) | 15,500 (45.1) | 5,500 (16.0) | 1,800 (5.2) | 32,300 (93.9) | 2,100 (6.1) |

(注) () 内は構成比(%)
農林水産省「生産農業所得統計」(平成24年度)

・果実

農業産出額は、平成 24 年比で約 16%増となっているが、近年は、ぶどう、みかんとも栽培面積は減少しており、産出額は微減傾向である。

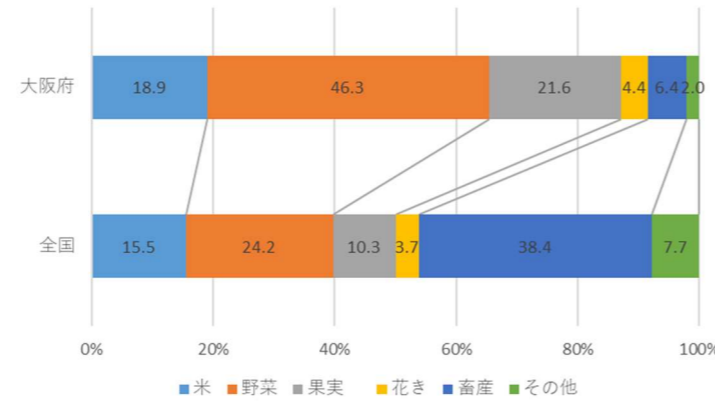
・花き

洋ラン、花壇苗など、多様な花の生産が行われているが、産出額は伸び悩んでいる。

・米・畜産

米、畜産ともに、産出額は減少傾向にある。

○令和 3 年農業産出額の構成比



農業産出額は、平成 5 年の約 6 割の水準となっている。

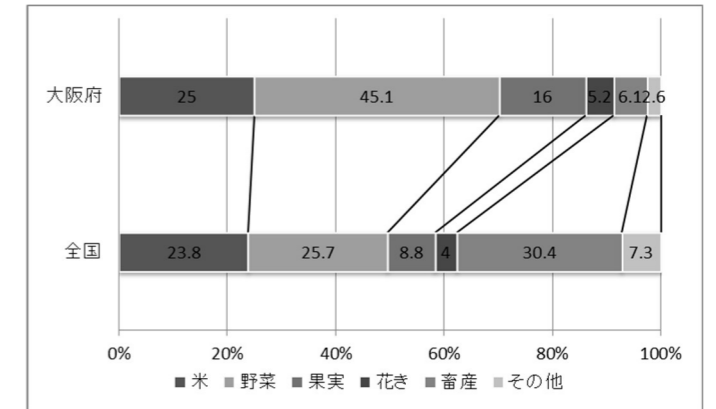
施設栽培の占める割合も大きい近年、栽培面積が減少している。

その一方、生産額は横ばいであり、高品質化が進んでいる。

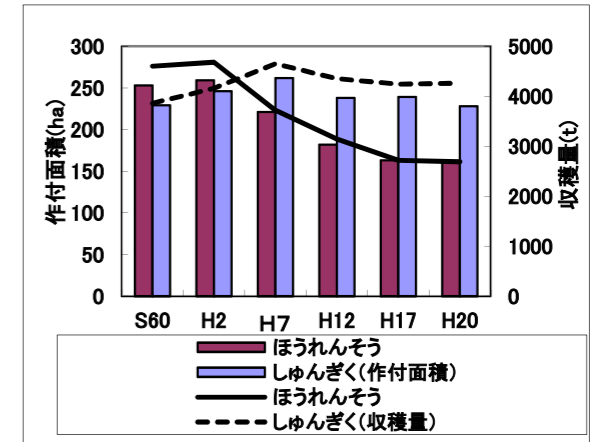
・花き

また、消費生活の変化による花の消費の伸びにともない、洋ラン、花壇苗など、多様な花の生産が行われている。近年、生産量は増加しているが、景気の低迷等により価格が下がる傾向にあり産出額は伸び悩んでいる。

○平成 24 年農業産出額の構成比



○大阪府内のほうれんそう、しゅんぎくの作付面積と収穫量



・米・畜産

米・畜産については減少傾向にある。

P.4

大阪農業を全国、近畿での位置付けで見ると、農業産出額は、全国の約 0.3%、近畿の約 6.5%となっている。

○農業産出額 (令和 3 年) (単位 億円)

| | |
|-----------|--------|
| 全 国 | 88,600 |
| 近 畿 | 4,571 |
| 大 阪 府 | 296 |
| 大阪府/全国(%) | 0.3 |

令和 3 年農業産出額及び生産農業所得 (農林水産省)

また、大阪経済における位置付けは、農林水産業全体で見ても、生産額は大阪府内全産業の生産額の約 0.05%に留まっている。

○大阪経済での位置付け (令和元年度)

(構成比%)

大阪農業を全国、近畿での位置付けで見ると、農業産出額は、全国の約 0.4%、近畿の約 7%となっている。

○農業産出額 (平成 24 年) (単位 億円)

| | |
|-----------|--------|
| 全 国 | 86,106 |
| 近 畿 | 4,709 |
| 大 阪 府 | 344 |
| 大阪府/全国(%) | 0.4 |

大阪農林水産統計年報(近畿農政局大阪農政事務所編)より

また、大阪経済における位置付けは、農林水産業全体で見ても、生産額は大阪府内全産業の生産額の約 0.1%に留まっている。

○大阪経済での位置付け (平成 22 年度)

(構成比%)

| | 経済活動別県内総生産額 (億円) | | 大阪府の産業別 就業人口 (人) |
|-------|------------------|----------------|---------------------|
| | 全 国 | 大 阪 府 | |
| 第1次産業 | 53,408 (0.9) | 185 (0.05) | 17,807 (0.5) |
| 第2次産業 | 1,488,412 (25.7) | 82,943 (20.4) | 786,169 (22.6) |
| 第3次産業 | 4,245,517 (75.4) | 322,793 (79.5) | 2,678,446 (76.9) |

令和元年度 県民経済計算 (内閣府経済社会総合研究所)
 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局)

削除 (大阪農林水産統計年報廃止のため)

| | 経済活動別県内総生産額 (億円) | | 大阪府の産業別 就業人口 (人) |
|-------|------------------|----------------|---------------------|
| | 全 国 | 大 阪 府 | |
| 第1次産業 | 52,440 (1.1) | 384 (0.1) | 22,861 (0.6) |
| 第2次産業 | 1,159,700 (23.5) | 67,382 (18.7) | 1,034,592 (26.8) |
| 第3次産業 | 3,723,921 (75.4) | 292,458 (81.2) | 2,796,504 (72.6) |

平成22年度 県民経済計算 (内閣府経済社会総合研究所)
 平成17年国勢調査 (総務省統計局)

大阪農業は、小さな産業規模ではあるが、府民の農畜産物の需要量に占める割合で見ると、その生産量は少なからぬ量を担っており、野菜では概ね約8%の需要を満たしている。

○府内の主要農畜産物の生産量と府民需要に対する供給率
 (単位 千トン %)

| | 需要量(A) | 生産量(B) | 供給率(B)/(A) |
|----|--------|--------|------------|
| 米 | 532 | 30.7 | 5.8 |
| 野菜 | 819 | 67.5 | 8.2 |
| 果実 | 357 | 22.0 | 6.2 |
| 牛乳 | 302 | 15.4 | 5.1 |
| 鶏卵 | 148 | 2.1 | 1.4 |
| 食肉 | 244 | 2.0 | 0.8 |

(注) 1 数値は平成19年度のもの
 2 生産量は大阪農林水産統計年報(近畿農政局大阪農政事務所編)より
 3 需要量は1人当たり年間供給量×総人口により推計したもの
 1人年間供給量は農林水産省「食料需給表」による
 米 61.4kg 野菜 94.5kg 果実 41.2kg
 牛乳 34.9kg 鶏卵 17.1kg 食肉 28.2kg
 人口は8,665千人(平成19年3月31日現在)

P.5

さらに、生産地が市場に近いことから、従来から軟弱野菜等の生産が盛んで、これらの農産物では、全国有数の産地であるものも少なくない。しゅんぎくは全国第1位の生産量であり、ふき、こまつな、みつばなども上位に位置している。

また、ぶどうは全体で全国第8位である。

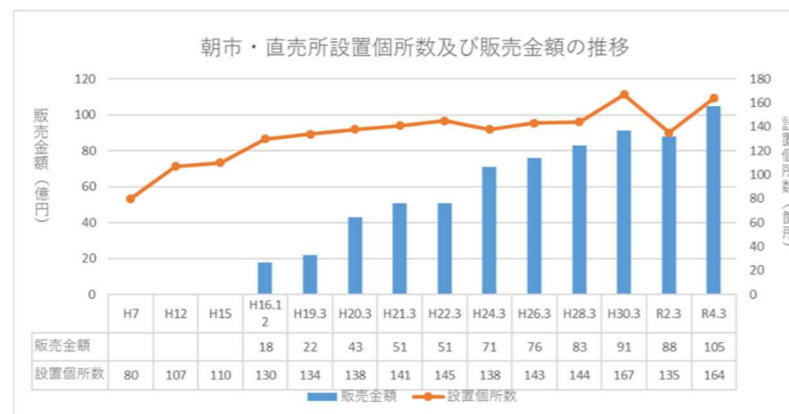
- しゅんぎく(堺市、岸和田市、貝塚市)
- ふき (泉佐野市、泉南市、熊取町)
- ぶどう (羽曳野市、柏原市、太子町)

○野菜・果樹の生産量(全国ベスト10位以内のもの)(単位t)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 4位以下 |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| しゅんぎく | 大阪府 3,250 | 千葉県 2,740 | | |
| ふき | 愛知県 3,570 | 群馬県 1,150 | 大阪府 833 | |
| こまつな | 茨城県 24,700 | 埼玉県 14,200 | 福岡県 12,000 | 第8位 3,650 |
| みつば | 千葉県 2,610 | 茨城県 1,710 | 愛知県 1,650 | 第7位 594 |
| 実えんどう | 和歌山県 2,490 | 鹿児島県 768 | 熊本県 249 | 第5位 194 |
| くわい | 広島県 111 | 埼玉県 59 | 茨城県 11 | 第3位 11 |
| た | 福岡県 111 | 静岡県 59 | 大阪府 3 | |
| なばな | 千葉県 1,700 | 徳島県 603 | 香川県 485 | 第4位 353 |
| ぶどう | 山梨県 40,600 | 長野県 28,800 | 岡山県 15,100 | 第8位 3,890 |
| いちじく | 和歌山県 2,113 | 愛知県 2,013 | 大阪府 1,344 | |

【出典】しゅんぎく、ふき、こまつな、グリーンピース、みつば：農林水産省「野菜生産出荷統計」(令和2年産)、くわい、なばな、た：農林水産省「地域特産野菜の生産状況」(令和2年産)、ぶどう：農林水産省「果樹生産出荷統計」(令和3年産)、いちじく：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」(令和元年産)

・直売所
(略)



・大阪エコ農産物
(略)

平成13年12月の制度開始以来認証数は年々増加しているが、近年は横ばい傾向で推移している。

○大阪エコ農産物認証状況

| | H21年度 | H24年度 | H30年度 | R3年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 3,059 | 3,853 | 4,903 | 5,062 |
| 生産者数 | 1,030 | 1,118 | 1,201 | 1,198 |
| 認証面積(ha) | 457 | 505 | 529 | 523 |
| 取組市町村数 | 38 | 39 | 39 | 40 |

さらに、生産地が市場に近いことから、従来から軟弱野菜等の生産が盛んで、これらの農産物では、全国有数の産地であるものも少なくない。しゅんぎくは全国第2位の生産量であり、ふき、こまつな、みつばなども上位に位置している。

また、ぶどうは全体で全国第7位、デラウェアに限れば、全国第3位である。

- しゅんぎく(堺市、岸和田市、貝塚市)
- ふき (泉佐野市、泉南市、熊取町)
- ぶどう (羽曳野市、柏原市、太子町)

・直売所
(略)

・大阪エコ農産物
(略)

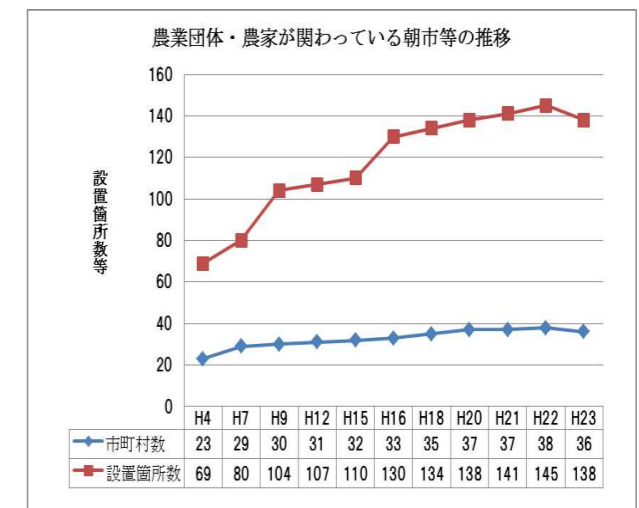
平成13年12月の制度開始以来認証数は年々増加している

○野菜・果樹の生産量(全国ベスト10位以内のもの)(単位t)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 4位以下 |
|---------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| しゅんぎく | 千葉県 4,700 | 大阪府 3,910 | | - |
| ふき | 愛知県 5,180 | 群馬県 1,870 | 大阪府 984 | - |
| こまつな | 埼玉県 17,500 | 東京都 7,790 | 神奈川県 6,990 | 第8位 4,290 |
| みつば | 千葉県 2,960 | 愛知県 2,690 | 茨城県 1,770 | 第7位 655 |
| 実えんどう | 和歌山県 2,708 | 鹿児島県 1,351 | 大阪府 259 | |
| くわい | 広島県 230 | 埼玉県 153 | 茨城県 17 | 第5位 8 |
| た | 福岡県 165 | 静岡県 27 | 大阪府 10 | - |
| なばな | 千葉県 1,743 | 徳島県 911 | 香川県 730 | 第7位 135 |
| ぶどう | 山梨県 48,700 | 長野県 30,300 | 山形県 20,200 | 第7位 5,340 |
| うちデラウェア(面積ha) | 山形県 1,115.1 | 山梨県 685.0 | 大阪府 309.5 | - |
| いちじく | 愛知県 2,516 | 和歌山県 2,284 | 大阪府 1,511 | |

しゅんぎく、ふき、こまつな、みつば：農林水産省「野菜生産出荷統計」(平成24年産)、実えんどう、くわい、なばな、た：農林水産省「地域特産野菜の生産状況」(平成22年産)、ぶどう：農林水産省「果樹生産出荷統計」(平成24年産)、デラウェア(面積)：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」(平成23年産)、いちじく：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」(平成23年産)

○農業団体・農家のかかわっている直売所



○大阪エコ農産物認証状況

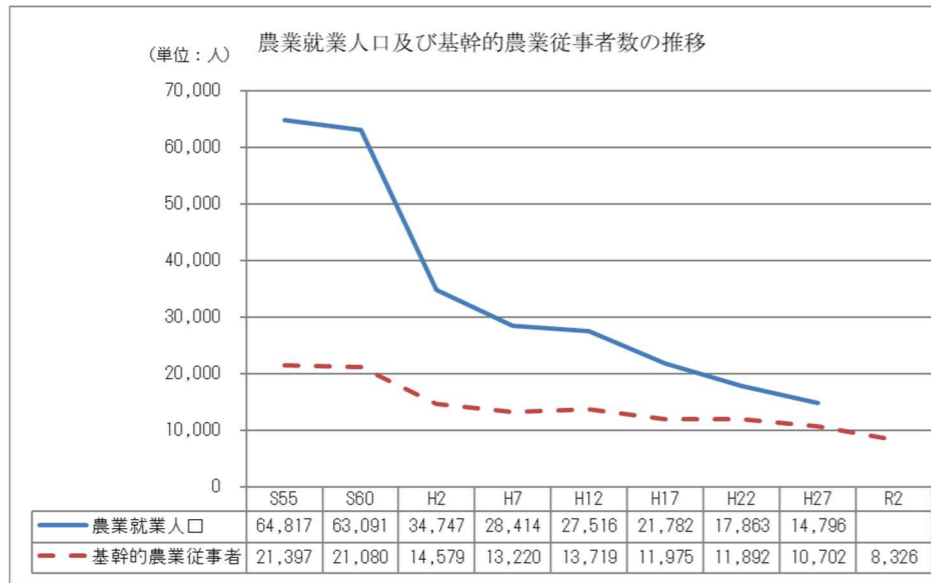
| | 16年度 | 19年度 | 21年度 | 24年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,205 | 2,444 | 3,059 | 3,853 |
| 生産者数 | 479 | 867 | 1,030 | 1,118 |
| 認証面積(ha) | 230 | 375 | 457 | 505 |
| 取組市町村数 | 30 | 33 | 38 | 39 |

5 担い手

(1) 農業従事者

○農業就業人口及び基幹的農業従事者数の推移

平成 27 年の農業就業人口は 14,796 人であり、このうち主力となる基幹的農業従事者は 10,702 人となっている。平成 7 年から平成 27 年までの 20 年間で農業就業人口が約 48%減少したのに対し、基幹的農業従事者は約 19%の減少に留まっている。なお、令和 2 年の基幹的農業従事者は、8,326 人となっている。



※農業就業人口については 2020 年農林業センサスより調査対象外

○男女別・年代別基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者は、60 歳以上が約 83%、65 歳以上が約 74%を占めており、全国（各約 80%、約 70%）より高齢化が進んでいる。特に男性において顕著であるが、元来、大阪の基幹的農業従事者の高齢者比率は高い。

世代別の増減傾向を見ると、50 代の減少が目立つ。令和 2 年の女性比率は約 33%となっており、全国の約 40%より低い。

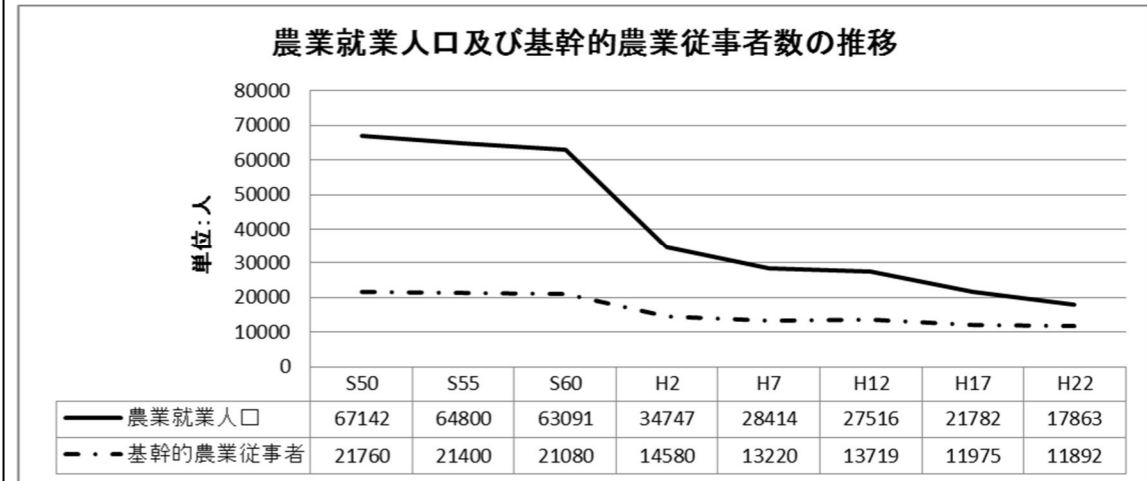
また、基幹的農業従事者のうち、45 歳未満の青年の数は、令和 2 年に 457 名となっており、平成 17 年以降、減少を続けている。

6 担い手

(1) 農業従事者

○農業就業人口及び基幹的農業従事者数の推移

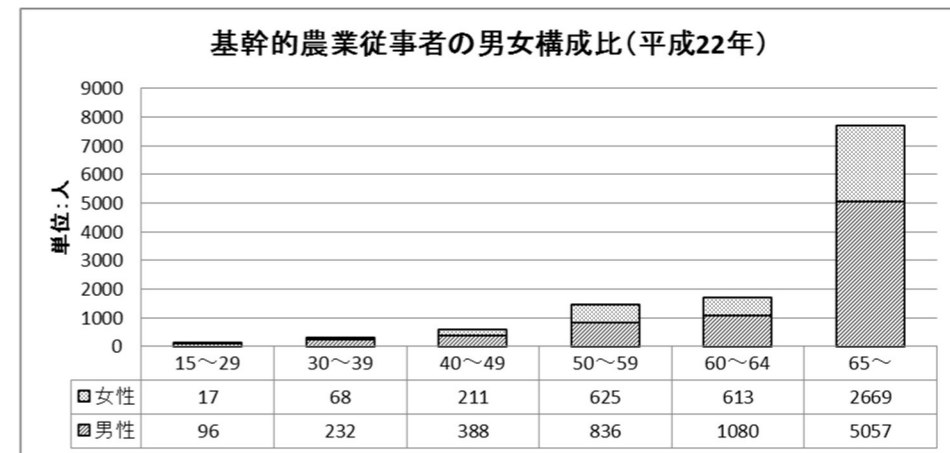
平成 22 年の農業就業人口は 17,863 人であり、このうち主力となる基幹的農業従事者は 11,892 人となっている。平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で農業就業人口が約 49%減少したのに対し、基幹的農業従事者は約 19%の減少に留まっている。



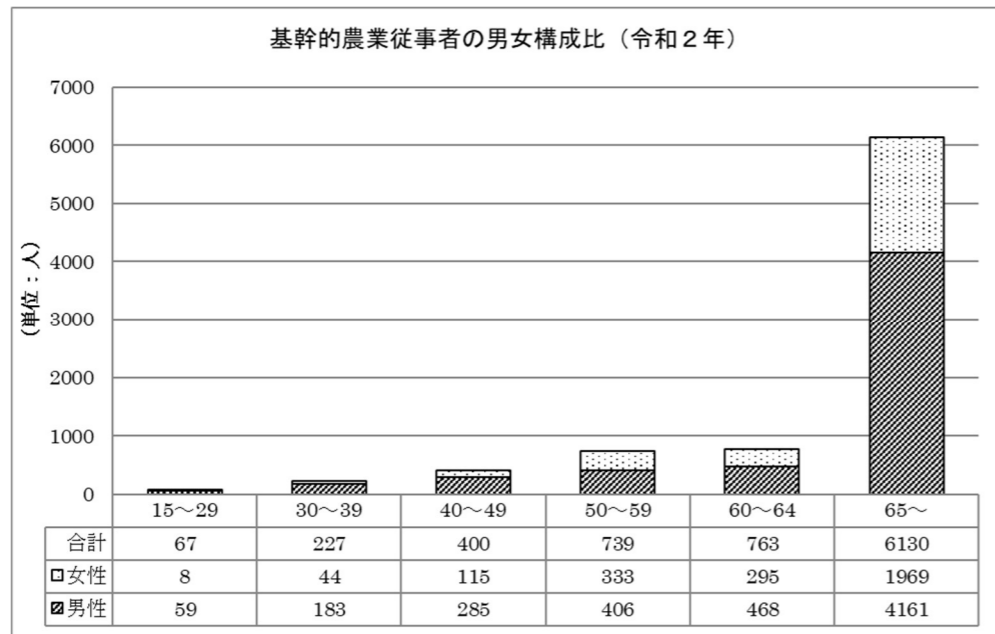
○男女別・年代別基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者は、60 歳以上が約 79%、65 歳以上が約 65%を占めており、全国（各約 74%、約 61%）より高齢化が進んでいる。特に男性において顕著であるが、元来、大阪の基幹的農業従事者の高齢者比率は高い。

世代別の増減傾向を見ると、50 代の減少が目立つ。平成 22 年の女性比率は約 35%となっており、全国の約 44%より低い。

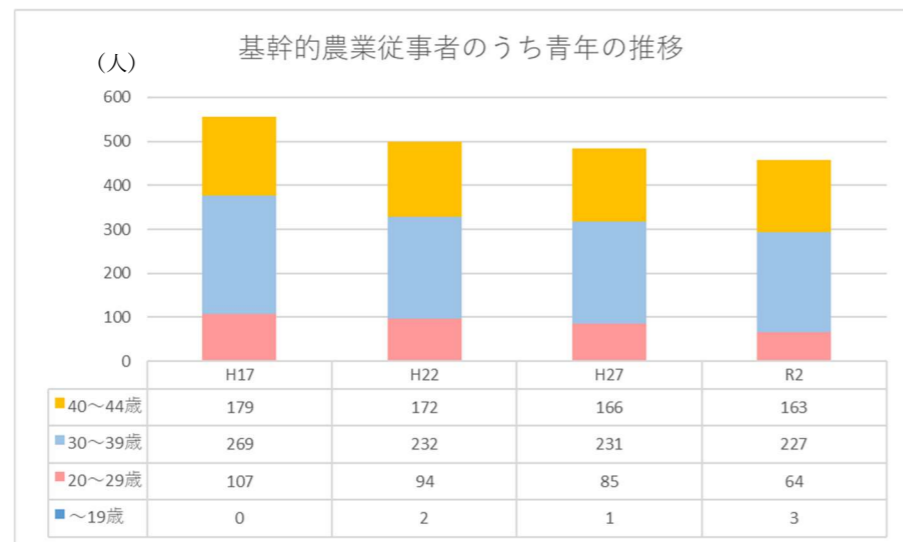


(2010 年世界農林業センサス)



（2020年農林業センサス）

○大阪府における基幹的農業従事者のうち青年の状況



（農林業センサス）

P.7

(2) 新規就農者・企業参入数

新規就農者については、1年あたり30名前後で推移していたが、令和3年には57名と大幅に増加した。企業参入については、1年あたり6社程度で推移していたが、近年は増加傾向にある。

府内の新規就農、企業参入の状況

(2) 新規就農者

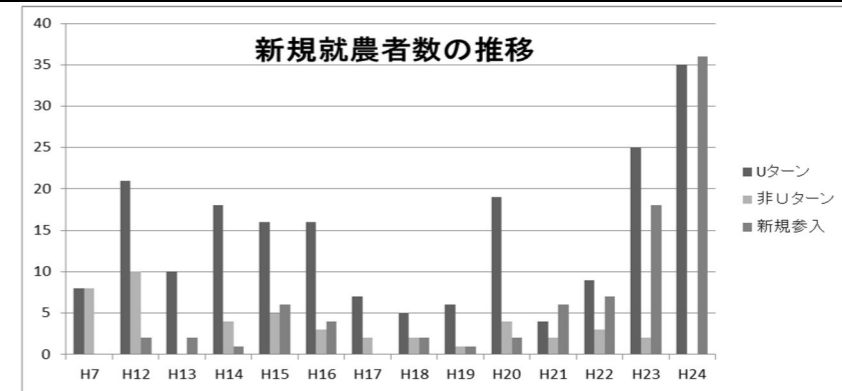
新規就農者については、平成7年頃までは10数名と低水準で推移していたが、平成24年には71名と大幅に増加した。この内、新規参入者は約半数を占めている。

青年農業者の推移を見ると、平成18年以降、200名前後で推移している。

○大阪府における青年の就農状況

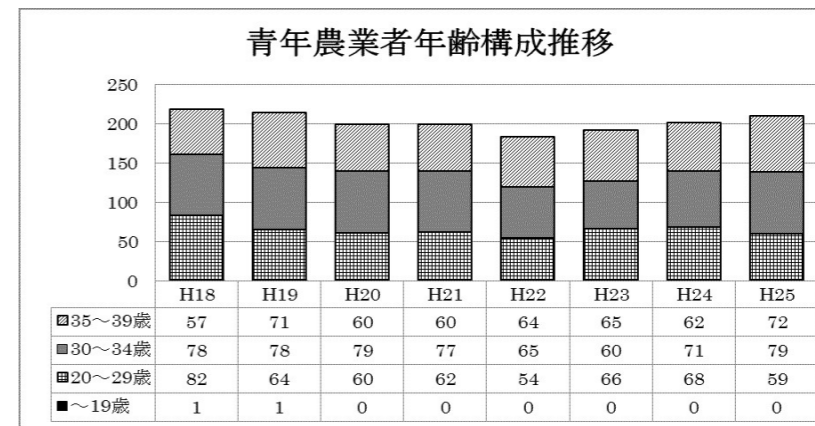
新規就農者

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 新規就農（名） | 28 | 27 | 17 | 26 | 34 | 36 | 57 |
| 企業参入（件） | 7 | 6 | 6 | 6 | 7 | 11 | 14 |



| | H7 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| Uターン | 8 | 21 | 10 | 18 | 16 | 16 | 7 | 5 | 6 | 19 | 4 | 9 | 25 | 35 |
| 非Uターン | 8 | 10 | 0 | 4 | 5 | 3 | 2 | 2 | 1 | 4 | 2 | 3 | 2 | 0 |
| 新規参入 | 0 | 2 | 2 | 1 | 6 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 | 6 | 7 | 18 | 36 |

青年農業者(40歳未満)



P.7 削除（2020年より専業農家の統計が農林業センサスの調査対象外となったことに加え、第1章 大阪農業の現状 1 農業産出額及び農業経営体数において、販売規模別経営体数を掲載済み）

(3) 経営的に優れた農家
 野菜、花き等の施設園芸を中心とした経営を行い、農業経営のみで独り立ちできる専業農家（農産物販売金額1,500万円以上）は、12,009経営体のうち177経営体（約1.5%）存在する。
 また、各種施策等の支援を行うことにより、専業的農家を目標にできる農家（農産物販売金額300万円以上～1,500万円未満）は、1,342経営体（約11.2%）である。

(戸)

| | 300～700万円未満 | 700～1500万円未満 | 1500～2000万円未満 | 2000万円以上 | 計 |
|-------|-------------|--------------|---------------|----------|-------|
| 稲作 | 25 | 8 | 0 | 1 | 34 |
| 野菜 | 415 | 259 | 45 | 42 | 761 |
| 果樹 | 193 | 94 | 10 | 2 | 299 |
| 花き・花木 | 138 | 63 | 12 | 18 | 231 |
| 畜産 | 12 | 17 | 4 | 34 | 67 |
| その他 | 75 | 43 | 2 | 7 | 127 |
| 計 | 858 | 484 | 73 | 104 | 1,519 |

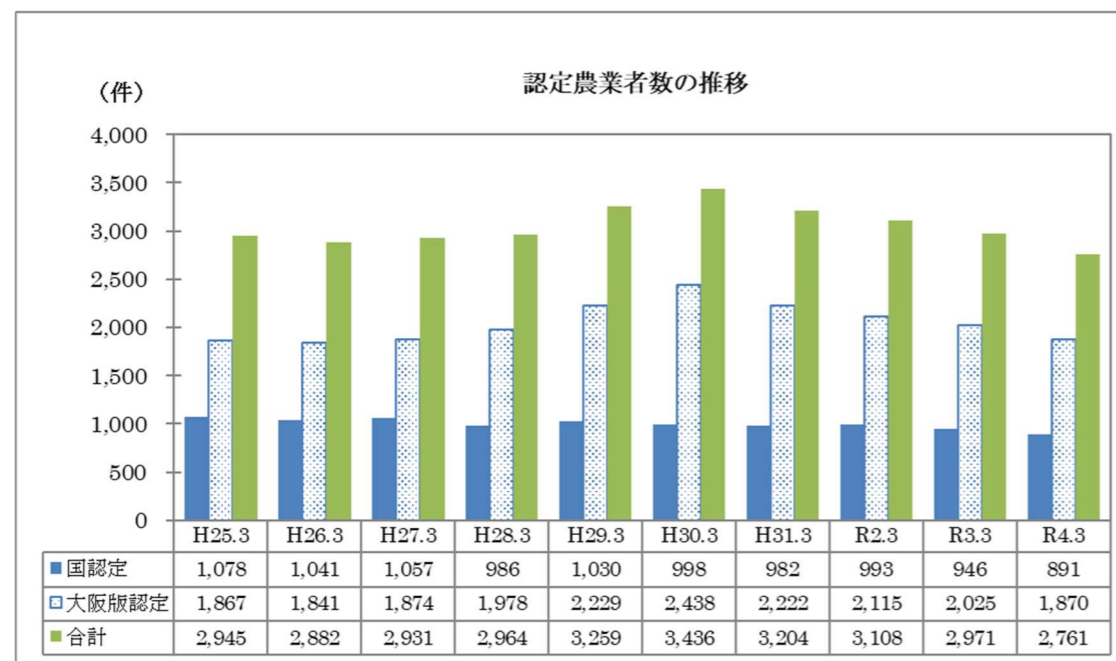
(2005世界農林業センサス)

P.7 (3) 大阪版認定農業者
 平成20年4月に大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例を施行し、農業生

(4) 大阪版認定農業者
 平成20年4月に大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例を施行し、農業生

産の主力となる農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に加え、多様な担い手の育成確保を図るため、小規模ながらも地産地消に取り組む農業者等を「大阪版認定農業者」として認定し、支援している。

令和4年3月末現在で2,761経営体が認定されているが、離農・高齢化等により再認定を申請しない認定農業者が増えてきているため、認定農業者数は減少傾向となっている。



産の主力となる農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に加え、多様な担い手の育成確保を図るため、小規模ながらも地産地消に取り組む農業者等を「大阪版認定農業者」として認定し、支援している。

平成25年3月末現在

| 大阪版認定農業者 (みなし認定を除く) | 認定タイプ別内訳 | | | | | みなし認定 (国認定農業者) 経営体 | 認定合計 (みなし認定を含む) | |
|------------------------|--------------|----------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--------------------|---------|
| | 大阪府認定 農業者 | 大阪府認定 地産地消 農業者 | 大阪府認定 エコ 農業者 | 大阪府認定 地域営農 組織 | 大阪府認定 農業支援 組織 | | 件 | (人数) |
| 2,095 | 288 | 1,601 | 923 | 19 | 19 | 1,090 | 3,185 | (4,732) |

(注) 1 連名申請及び重複申請(認定タイプ別)があるため、認定件数(人数)と内訳は必ずしも一致しない
2 みなし認定数は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数

P.9

第2章 基本方針

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

(略)

(1) 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

(略)

ア基本条例

(略)

イ制度条例

(ア) (略)

(イ) 農空間保全地域制度～農空間の保全と活用～

農空間の公益性を確保するため、保全すべき農地を明確化し、府民の幅広い参加による農空間づくり協議会の設置を働きかけ、農空間の保全と活用に取り組む。

(ウ) (略)

(2) おおさか農政アクションプラン

大阪府は、令和4年3月に、令和8年度を目標年次として、『府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」』を目指す将来像として示し、その実現に向けた取組の方向性として、「力強い大阪農業の実現」、「豊かな食や農に接する機会の充実」、「豊かな食や農に接する機会の充実」、「農空間を活かした新たな価値創造」を設定した。

ア『力強い大阪農業の実現 ～成長し、持続する農業へ～』

大阪農業を魅力ある産業として発展させ、次代に継承してゆくには、新たな担い手の確保や、よ

第2章 基本方針

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

(略)

(1) 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

(略)

①基本条例

(略)

②制度条例

ア (略)

イ 農空間保全地域制度～農空間の保全と活用～

農空間の公益性を確保するため、保全すべき農地を明確化し、府民の幅広い参加による遊休農地の利用促進を図る。

ウ (略)

(2) 大阪府新農林水産業振興ビジョン

大阪府は平成14年3月に平成23年(2011年)を目標年次として、『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を基本目標とした大阪府新農林水産業振興ビジョンを策定した。

その中で、基本目標を実現するために「共生と循環」、「蓄積活用と改革創造」、「協働と連携」、「ランドデザイン重視とシステム化」の4つの視点を踏まえ、大阪の農林水産業が果たすべき役割と取り組みとして以下の6方向を示した。

①『大阪の彩りを創ろう』

| | | |
|------|---|--|
| | <p><u>り収益性の高い経営への誘導・確立が重要であることから、意欲の高い農業者の経営改善支援や新規就農者・企業の確保育成、成長を支える生産基盤の整備等に取り組む。</u></p> <p><u>イ『豊かな食や農に接する機会の充実 ～農を通じた脱炭素社会への貢献～』</u></p> <p><u>新鮮で安全安心な大阪産（もん）の生産に加えて、食味や健康への機能性、環境への配慮等を求める府民のニーズに応えるため、大阪産(もん)の購入拠点の充実や食と農の連携による大阪産(もん)の魅力向上、有機農業の推進など脱炭素社会への貢献に取り組む。</u></p> <p><u>ウ『農業・農空間を活かした新たな価値創造 ～ポストコロナの新たなライフスタイルを実現～』</u></p> <p><u>コロナ禍において府民の価値観が変化し、農のある暮らしへの府民の関心が高まっている中、農業・農空間の魅力を府民の暮らしに活かし、関係人口の増加や多様な担い手の確保につなげるため、農業・農空間と府民をつなぐ機能の充実や、農を活かした地域づくりの推進、農を知り、農に参画する機会の充実に取り組む。</u></p> | <p>：大阪の「みどり」について、その価値や必要性を踏まえ、大阪のまちづくりの中に位置づけ、適正な保全と活用に向けた取り組みを進める。</p> <p>②『大阪を食べよう』</p> <p>：おいしく、安全で新鮮な食べ物を手軽に手に入れたいという府民のニーズと、生産した物を地元で安定的・効率的に供給することによって、府民の生活を豊かにし、自らも社会的責務を果たし、後継者の確保にもつなげたいという生産者や流通関係者の願いを結びつけることによって、大阪の農林水産業の活性化を図る取り組みを進める。</p> <p>③『大阪をたがやそう』</p> <p>：農林水産業の担い手の高齢化や後継者不足という課題を少しでも解決するとともに、農林水産業に関わりたいという府民が手軽に参画できる状況をつくるため、農林水産業者と府民、行政、関係団体が協働・連携して、府民の農林水産業や自然資源の保全活動への参画を促進する。</p> <p>④『大阪の資源を活かそう』</p> <p>：「食とみどり」の領域において、多様な資源の循環利用や自然エネルギーへの転換を進めることにより、循環型社会づくりをリードする。</p> <p>⑤『大阪を歩こう』</p> <p>：「食とみどり」が有する各種資源のネットワーク化を図り、府民の生きがいや健康づくりに資するとともに、地域の活性化を図る。</p> <p>⑥『大阪の食とみどりを学ぼう』</p> <p>：「食とみどり」が有する多様な機能の発揮を通じ、子どもたちの健全な成長に積極的に関わる。</p> |
| P.10 | <p>2 農業経営基盤強化の方針 (略)</p> <p>また、農業の産業としての規模を維持する主役を</p> <p>ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体</p> <p>イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織</p> <p>ウ <u>高収益を目指して農業に参入する個人・法人</u></p> <p>エ <u>府条例に基づく大阪版認定農業者</u></p> <p>オ <u>中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者、農福連携に取り組む事業者など、農業参入を目指す都市住民や法人等の地域の実態に応じた多様な担い手</u></p> <p>とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウ及びエ、オについては農業への参入を支援するほか、営農に意欲的な者に対しては経営規模拡大等を促し、ア及びイに続く”農業者”の育成を図る。</p> <p>3 農業構造の展望</p> <p>(1) 地域農業について (略)</p> <p>(2) 担い手について</p> <p><u>令和2年時点で農家20,813戸のうち、13,400戸が自給的農家である。今後は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体等を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、府条例に基づく大阪版認定農業者や、法人等を合わせて約3,100件を確保・育成することを目標とす</u></p> | <p>2 農業経営基盤強化の方針 (略)</p> <p>また、農業の産業としての規模を維持する主役を</p> <p>ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体</p> <p>イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織</p> <p>ウ 農業参入を目指す都市住民や法人など地域の実態に応じた多様な担い手</p> <p>エ 兼業農家で意欲的な農業者</p> <p>とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウについては農業への参入を支援し、ア及びイに続く”農業者”の育成を図る。</p> <p>3 農業構造の展望</p> <p>(1) 地域農業について (略)</p> <p>(2) 担い手について</p> <p>平成22年時点で農家26,360戸のうち、15,863戸が自給的農家である。また販売農家においても、10年後には昭和1桁世代の引退など農家数の大幅な減少が予想される。そのうち「個別経営体」及び「組織経営体」は野菜、花き、果樹、畜産を中心として約1,000経営体を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等を合わせて約3,100件(新規就農者は54件/年)を確保し、新規就農者については生鮮農産物の重要な供給母体として育成することを目標とする。その際、生産効率を高めるために、「組織経営体」及び「個別経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。</p> <p>また、自給的農家は生鮮農産物の供給体へ発展し得る農家であるとともに、営農を通じて「農空間」</p> |

| | | |
|------|--|--|
| | <p>る。その際、生産効率を高めるために、「組織経営体」及び「個別経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。</p> <p>また、自給的農家は生鮮農産物の供給体へ発展し得る農家であるとともに、営農を通じて「農空間」の保全に貢献するものとし、援農交流を積極的に推進する。農業参入に意欲のある都市住民からの新規就農者など都市住民も含めた多様な人々によって農地の多面的な機能を発揮できる取り組みを行い、地域資源として農地を捉え、その活用を図る。また、地域の話し合い活動を通じて、「組織経営体」及び「個別経営体」への作業の委託及び農地の流動化に貢献するものとして位置付ける。</p> | <p>の保全に貢献するものとし、援農交流を積極的に推進する。農業参入に意欲のある都市住民からの新規就農者など都市住民も含めた多様な人々によって農地の多面的な機能を発揮できる取り組みを行い、地域資源として農地を捉え、その活用を図る。また、地域の話し合い活動を通じて、「組織経営体」及び「個別経営体」への作業の委託及び農地の流動化に貢献するものとして位置付ける。</p> |
| P.11 | <p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 (略)</p> <p>これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農地中間管理機構が行う事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積を図る。また、<u>生産の効率化や高品質化につながるスマート農業など高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進が欠かせない。</u></p> <p>(略)</p> | <p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 (略)</p> <p>これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農地中間管理機構が行う事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積を図る。また、<u>高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進が欠かせない。</u></p> <p>(略)</p> |
| P.21 | <p>第4 <u>農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</u></p> <p>1 <u>農業を担う者の確保及び育成の考え方</u></p> <p><u>本府の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本府農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として幅広く確保・育成していく必要がある。</u></p> <p><u>このため、本基本方針第2章第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、府内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供の他、農業経営に必要な研修の実施、就農計画の作成、農地の確保など、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。</u></p> <p><u>また、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体についても、地域資源の適切な維持管理を図る上で、担い手とともに重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。</u></p> <p><u>このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う農業支援サービス事業体による農作業の受委託を促進する。</u></p> <p>2 <u>農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針</u></p> <p><u>農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、大阪府環境農林水産部農政室推進課内に設置している「大阪農業つなぐセンター」を大阪府農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村への紹介</u></p> | |

等を行い、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

農業経営・就農支援センターは、以下①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④ 就農希望者等の相談対応や必要となる情報の提供、希望に応じた研修先及び就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターは、大阪府農政室推進課が運営し、市町村、農業委員会、府農と緑の総合事務所、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、農地中間管理機構、（一社）大阪府農業会議、株式会社日本政策金融公庫、大阪府よろず支援拠点（公益財団法人大阪産業局）等の関係機関と相互に連携して、農業を担う者のサポートを行うものとする。

大阪府農政室推進課は、年度毎の運営内容を定めた規程について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議の上、年度ごとに作成する。

農業経営・就農支援センターの相談窓口は、大阪府農政室推進課とし、関係機関と連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 大阪府が主体的に行う取組

大阪府は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。

ア 市町村や地域が確保・育成を目指す農業を担う者の要件を把握し、大阪農業つなぐセンター等で把握した就農希望者等のうち、要件に合致する者とのマッチング。また、府や市町村等が実施する研修や就農支援策等の情報収集と就農希望者等への情報提供等。

イ 市町村や農業委員会、JA と連携し、地元農業者が指導する地域特産品に特化した新規就農希望者向けの実践研修「大阪産（もん）スタートアカデミー」の実施や、研修終了後の円滑な農地確保と就農支援。

ウ 認定農業者や認定新規就農者等の経営改善意欲の高い農業者や法人に対する農と緑の総合事務所農の普及課による計画的な巡回指導及び農業者経営課題に応じた専門家派遣による課題解決支援。

エ 高収益を目指して農業に参入する企業への助言や営農計画の作成、また、参入後5年間の栽培技術及び経営指導等、参入前から経営確立までの一貫した支援を行う「企業参入・定着アドバイザー」の配置。

オ （地独）大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校における実践的な研修教育指導や、府内で農業に従事する見込みの者を対象にした短期間の農業技術研修の実施。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

大阪府内において、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、下記の役割分担を基本として、関係機関が連携して取り組むものとする。

ア 市町村及び農業委員会は、関係者が連携した就農等希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

| | | |
|------|---|--|
| | <p>イ <u>また、市町村及び農業委員会は、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。</u></p> <p>ウ <u>(一社)大阪府農業会議、農地中間管理機構、市町村農業委員会は、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用の実現を支援するため、農業を担う者に対する農地等に関する相談対応や情報提供、紹介・あっせん等を行う。</u></p> <p>エ <u>農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。</u></p> <p>オ <u>株式会社日本政策金融公庫大阪支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。</u></p> <p>カ <u>大阪府よろず支援拠点(公益財団法人大阪産業振興機構)は、経営発展を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。</u></p> <p>5 <u>就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</u></p> <p>ア <u>市町村は、区域内の農業者団体及び農業委員会等と連携し、就農希望者等の受入体制や就農希望者等を対象とする研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農希望者等が必要とする情報を農業経営・就農支援センターが指定する様式で整理し、農業経営・就農支援センターに情報提供する。</u></p> <p>イ <u>農業経営・就農支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営等に関する情報について、面談等を通じて就農希望者等に情報提供する。</u></p> <p>ウ <u>農業経営・就農支援センターは、就農希望者や就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供するとともに、相談者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村に紹介する。</u></p> <p>エ <u>農業経営・就農支援センター及び府農と緑の総合事務所は、就農希望者等を市町村等に紹介した後においても、その後の定着状況等について、市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。</u></p> <p>オ <u>市町村及び農業委員会、農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農希望者等とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。</u></p> | |
| P.23 | <p>第5 <u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標</u><u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u></p> <p>第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地の府内農用地に占める面積シェアの目標は概ね25%程度とする。</p> <p>この目標を達成するため、<u>市町村が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場</u></p> | <p>第4 <u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</u></p> <p>第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(農業経営体)を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等が利用する農用地の府内農用地に占める面積シェアの目標は概ね25%程度とする。</p> <p>この目標を達成するため、<u>農用地の有効利用をめぐる地域での対話を深めるなど、各種啓発に努めるとともに、農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、地域の意向に則した農地の流動化を促進していく。</u></p> |

| | | |
|------|--|---|
| | <p>が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。</p> <p>なお、府内には、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、各市町村における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域を策定対象（ただし生産緑地を除く）としてよいものとする。</p> | <p>なお、面的集積についての目標については、農用地が必ずしも面的集積されていない現状を踏まえ、府内市町村に農地利用集積円滑化団体の設置を促進し、利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> |
| P.24 | <p>第6 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項</p> <p>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 (略)</p> <p>そこで、市町村が策定する地域計画や農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積・集約や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、市町村において農業経営改善計画認定制度の推進を行う。</p> <p>(1) 地域計画推進事業及び農用地利用改善事業 農業を担う者の確保・育成と、担い手への農地の集積・集約等により、地域の農業の発展が図られるよう適切な運用を行う。</p> <p>特に、地域計画は、話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進することで、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものであることから、積極的にこれを活用していく。</p> <p>(2) 農地中間管理機構の事業の特例 認定農業者等を中心とする規模拡大を希望する者に、農地を集積するため、地域の実情に応じて、次の事業を推進する。また、事業の推進に当たっては、市町村や農業委員会等の関係機関との連携を図るものとする。 (略)</p> <p>(3) 農地所有適格法人の設立・運営に対する指導強化 (略)</p> <p>(4) 生産基盤の整備、農作業受委託制度の整備 (略)</p> | <p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項</p> <p>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 (略)</p> <p>そこで、農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、市町村において農業経営改善計画認定制度の推進を行う。</p> <p>(1) 利用権設定等促進事業及び農用地利用改善事業 地域の特性に応じた営農類型の確立を目指し、大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域の農業の発展が図られるよう農作業受委託をも含めた形で適切な運用を行う。</p> <p>特に、水稻については、生産組織等の育成を図りつつ農作業受委託を中心に大規模化を推進し、関係者の合意のもとに地区内の農用地の有効利用を図る。</p> <p>なお、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（一般法人等）である場合には、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設に関する取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力など、その者には地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う責務があることに留意するものとする。また、農地所有適格法人が所有権の移転を受ける場合には、当該農地所有適格法人の効率的かつ安定的な経営に資するようにするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。</p> <p>また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。</p> <p>(2) 農地中間管理機構の事業の特例 認定農業者等を中心とする規模拡大を希望する者に、農地を集積するため、地域の実情に応じて、次の事業を推進する。また、事業の推進に当たっては、市町村における農地利用集積円滑化団体との連携を図るものとする。 (略)</p> <p>(3) 農地所有適格法人の設立・運営に対する指導強化 (略)</p> |

| | | |
|------|--|--|
| | | (4) 生産基盤の整備、農作業受委託制度の整備 (略) |
| P.25 | <p>2 その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項 (略)</p> <p>3 府域で農地中間管理機構の事業の特例を行う法人に関する事項 農業経営基盤強化促進法第7条第1項に定める農地中間管理機構の事業の特例を行う法人は、(一財)大阪府みどり公社とする。この公社は、<u>市町村や農業委員会等の関係機関</u>との連携を図りつつ、府内一円を対象とし、1に掲げる農地中間管理機構の事業の特例を実施する。</p> <p>4 <u>削除</u></p> | <p>2 その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項 (略)</p> <p>3 府域で農地中間管理機構の事業の特例を行う法人に関する事項 農業経営基盤強化促進法第7条第1項に定める農地中間管理機構の事業の特例を行う法人は、(一財)大阪府みどり公社とする。この公社は、市町村における農地利用集積円滑化団体との連携を図りつつ、府内一円を対象とし、1に掲げる農地中間管理機構の事業の特例を実施する。</p> <p>4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項 (1) 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針 農地の利用集積を進める上で農地の効率的な利用に向け、市町村の区域(市街化区域を除く。)を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を適切に実施するものとする。 また、基本構想を策定している市町村において農地利用集積円滑化事業が実施されるように、市町村に対し、市町村基本構想への位置づけ、農地利用集積円滑化団体の選定等について必要な助言・支援等を行う。 (2) 関係機関及び関係団体との連携の確保 府は、農地中間管理機構との役割分担に配慮しつつ、(一社)大阪府農業会議、府農業協同組合中央会等府内の関係機関及び関係団体相互に十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業の促進に努める。</p> |
| P.25 | <p>第3章 推進のために (略)</p> <p>1 大阪府 府は、市町村における農業経営改善計画認定制度の効果的な推進を図るため、市町村、農業関係機関、団体、農業者に積極的に情報の提供を行うとともに、経営改善を支援するため、関係部局間の連携を密にし、関連政策を効率的に講じるものとし、その際、大阪では多様な農業経営体の設立が予期されるため、府の支援策も、それぞれの農業経営体の要望に応えることのできるきめ細かなものとする。 また、府民の多様なニーズや農林水産業者のニーズを結びつけ、生産者にとって新たなビジネスチャンスとするためにインターネットを活用した広範な情報提供システムの構築の一環としてポータルサイトを設置するとともに、<u>農業経営・就農支援センターの機能を担う体制を整備し、農業を担う者の確保・育成や技術、経営などの情報発信等に努める。</u> また、試験研究機関においては、これらの農業経営体が必要とする技術や機械、施設の開発に重点を置くものとし、府農と緑の総合事務所農の普及課は、農業経営体と試験研究機関とを繋ぐ重要な機関として、開発された技術等の普及に努めるとともに、農業経営体の育成に当たって、国や市町村、</p> | <p>第3章 推進のために (略)</p> <p>1 大阪府 府は、市町村における農業経営改善計画認定制度の効果的な推進を図るため、市町村、農業関係機関、団体、農業者に積極的に情報の提供を行うとともに、経営改善を支援するため、関係部局間の連携を密にし、関連政策を効率的に講じるものとし、その際、大阪では多様な農業経営体の設立が予期されるため、府の支援策も、それぞれの農業経営体の要望に応えることのできるきめ細かなものとする。 また、府民の多様なニーズや農林水産業者のニーズを結びつけ、生産者にとって新たなビジネスチャンスとするためにインターネットを活用した広範な情報提供システムの構築の一環としてポータルサイトを設置するとともに、認定農業者への技術、経営情報の発信に努める。 また、試験研究機関においては、これらの農業経営体が必要とする技術や機械、施設の開発に重点を置くものとし、府農と緑の総合事務所農の普及課は、農業経営体と試験研究機関とを繋ぐ重要な機関として、開発された技術等の普及に努めるとともに、農業経営体の育成に当たって、国や市町村、農業関係機関、団体等と密接に連携し、積極的な指導、支援を行うものとする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>農業関係機関、団体等と密接に連携し、積極的な指導、支援を行うものとする。</p> <p>2 市町村 市町村は、地域農業再編の推進主体であることから、当該市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、<u>農業委員会などの関係機関と連携して、効率的かつ安定的な農業経営体を含む農業を担う者の確保及び育成に積極的に取り組み、これらへの農地の利用集積・集約を推進するため、「地域計画」の策定と実現を図るものとする。</u> さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援するため、国の<u>新規就農者育成総合対策</u>、青年等就農資金を積極的に活用する。</p> <p>3 関係機関及び団体 (一財)大阪府みどり公社は、農地中間管理機構事業を実施するとともに、これまで蓄積された農地の貸借のノウハウを活用して、<u>市町村及び農業委員会等</u>に対し、助言・協力を行う。 (一社)大阪府農業会議は、府担い手育成総合支援協議会の事務局として経営対策関係の指導的役割を果たしているが、<u>農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進と各市町村の地域計画の策定と実現を図るため、今後も市町村、農業委員会等に対し適切な指導を積極的に行うものとする。</u> 府農業協同組合中央会は、この基本方針に基づいて行われる各地域での農業経営基盤強化の促進がより効率的に推進されるよう、農業協同組合に対して指導を行うものとする。</p> | <p>2 市町村 市町村は、地域農業再編の推進主体であることから、当該市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な農業経営体を含む府条例に基づく大阪版認定農業者及び認定就農者の育成に積極的に取り組み、これらへの農地の利用集積を推進するため、「人・農地プラン」の策定、見直しや農地利用集積円滑化団体の設置を図るものとする。 さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援するため、国の青年就農給付金、青年等就農資金を積極的に活用する。</p> <p>3 関係機関及び団体 (一財)大阪府みどり公社は、農地中間管理機構事業を実施するとともに、農地利用集積円滑化事業が円滑に実施できるよう、これまで蓄積された農地の貸借のノウハウを活用して、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、助言・協力を行う。 (一社)大阪府農業会議は、府担い手育成総合支援協議会の事務局として経営対策関係の指導的役割を果たしているが、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、今後も市町村担い手育成総合支援協議会、農業委員会等に対し適切な指導を積極的に行うものとする。また、農地所有適格法人の設立・運営に関する指導機関として、農業者等に対し積極的な指導を行うものとする。 府農業協同組合中央会は、この基本方針に基づいて行われる各地域での農業経営基盤強化の促進がより効率的に推進されるよう、農業協同組合に対して指導を行うものとする。</p> |
|--|---|